

## 省エネ適合性判定料金表

表1 非住宅

審査対象面積 A (㎡)	料金 (円・税込)			
	右記以外		工場、倉庫、自動車車庫等	
	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法
$0 < A \leq 1,000$	165,000	88,000	132,000	66,000
$1,000 < A \leq 2,000$	220,000	132,000	165,000	88,000
$2,000 < A \leq 5,000$	275,000	165,000	220,000	110,000
$5,000 < A \leq 10,000$	330,000	220,000	275,000	137,500
$10,000 < A \leq 30,000$	385,000	275,000	330,000	165,000
$30,000 < A \leq 50,000$	495,000	385,000	44,000	220,000
$50,000 < A \leq 100,000$	660,000	495,000	55,000	275,000
$100,000 < A$	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積
計算対象面積がない場合	55,000			

確認申請又は計画通知と併願の場合（第19条第1号）

表2 非住宅

審査対象面積 A (㎡)	料金 (円・税込)			
	右記以外		工場、倉庫、自動車車庫等	
	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法
$0 < A \leq 1,000$	154,000	82,500	121,000	60,500
$1,000 < A \leq 2,000$	209,000	121,000	154,000	82,500
$2,000 < A \leq 5,000$	264,000	154,000	209,000	104,500
$5,000 < A \leq 10,000$	308,000	209,000	264,000	126,500
$10,000 < A \leq 30,000$	363,000	253,000	308,000	154,000
$30,000 < A \leq 50,000$	467,500	363,000	418,000	209,000
$50,000 < A \leq 100,000$	627,000	467,500	517,000	258,500
$100,000 < A$	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積
計算対象面積がない場合	55,000			

表3 一戸建ての住宅等

一戸建ての住宅/ 複合建築物の住宅部分	料金 (円・税込)
	44,000

表 4 共同住宅等

		戸数	料金(円・税込)
		共同住宅等	住戸部
3～20	88,000+ (4,400×n)		
21～50	110,000+ (3,300×n)		
50～	165,000+ (2,200×n)		
共用部	共用部	～2	77,000
		3～20	88,000
		21～50	99,000
		51～	110,000

- ・「工場、倉庫、自動車車庫等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- ・「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿、複合建築物の住戸部分（2住戸以上）その他エネルギー使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- ・一の確認申請に適合判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額となります。
- ・モデル建物法において複数モデルとなる場合は、2モデル目以降1モデルにつき20%の割増しとなります。ただし、主たる用途が駐車場でない建築物に駐車場がある場合で、屋外駐車場として「工場モデル」を適用する場を除きます。2モデル目以降に計算対象がない場合は除きます。
- ・計画変更の料金は、当初適用料金の60%とします。ただし、計画変更に伴い、料金の面積区分に変更が生じた場合は、変更後の審査対象面積に応じた料金の60%とします。
- ・軽微変更該当証明申請（軽微変更ルートC）の料金は、当初適用料金の50%とします。
- ・計算部分が全くない規制対象建築物については、用途、面積に関わらず一律55,000円（税込）とします。
- ・複合建築物に係る料金は、非住宅部分の料金と住宅部分の料金の合計とします。
- ・共同住宅等に係る料金は、基準額+戸当たり料金×住戸数（n）とします。ただし、共用部の審査を行う場合は、共用部の料金を加算します。
- ・適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、一通につき税込5,500円とします。
- ・計画変更及び軽微変更該当証明について、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合は、変更があった部分に係る変更の料金を適用します。